



鳥取県公報

平成15年7月8日(火)
第7499号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	青少年に有害な図書類の指定 (429) (協働推進室)	1
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (430) (障害福祉課)	2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (431) (＃)	2
	土地改良事業の協議の適否の決定 (432) (耕地課)	2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (433) (森林保全課)	3
	収入証紙の小売りさばき人の指定 (434) (審査課)	3
海区漁業	漁業法による公聴会の開催 (3)	3
委 告 示		
内水面漁	漁業法による公聴会の開催 (3)	4
管委告示		
雑 報	行政書士試験の実施 (総務課)	5
正 誤	平成15年5月2日付鳥取県告示第294号中訂正	6

告 示

鳥取県告示第429号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年7月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発 行 記 号 等	表示された発行所名
6945	雑誌その他の 刊行物	パステルティーン 2003	雑誌 17665 - 7	株式会社笠倉出版社
6946	雑誌その他の 刊行物	少女革命 7月号	雑誌 14755 - 7	株式会社一水社
6947	雑誌その他の 刊行物	BeppinSchool 2003 7 144	雑誌 07971 - 07	英知出版

鳥取県告示第430号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年7月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
医療法人社団 日翔会	日野郡日野町根 雨909 - 1	医療法人社団日翔 会おしどり荘訪問 介護事業所	日野郡日野町根雨 909 - 1	居宅介護	平成15年7月1日

鳥取県告示第431号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年7月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
医療法人社団 日翔会	日野郡日野町根 雨909 - 1	医療法人社団日翔 会おしどり荘訪問 介護事業所	日野郡日野町根雨 909 - 1	居宅介護	平成15年7月1日

鳥取県告示第432号

名和町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年7月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成15年7月8日から21日間
- 3 縦覧に供する場所
名和町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第433号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年7月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町矢戸字水木谷2、福万来字上ミ尾和田114、字龍頭152、生山字板井谷山300の6、300の7、310、310の1、茶屋字菅谷日向428、429、431、432、字宮本林435、436の1、霞字牛ノ尾510の9、字大鉦谷504の4、504の50から504の54まで、佐木谷字家ノ奥山857、多里字畑ヶ谷872の1、872の2、佐木谷字上ミ炭川山928の1、929から934まで、河上字大江谷1182、字力谷山1183の3、1183の4、1183の7、上石見字山根奥1284の1から1284の6まで、下阿毘縁字宇虫谷矢原山1335、字宇虫谷山1338、福塚字狐平1351、字曲り塔1352、字平塔1357の1、阿毘縁字吉郎ヶ塔2509の1、笠木字大師講谷2794の1、2794の2、2795、2796、字赤笹ノ子2797

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第434号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年7月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成15年7月1日	632	鳥取市湖山町東四丁目 55	株式会社日本海自動車 学校	鳥取市湖山町東四丁目 55

海区漁業調整委員会告示**鳥取海区漁業調整委員会告示第3号**

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第

4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成15年7月8日（火）から同月15日（火）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡泊村大字石脇）、鳥取県境港水産事務所（境港市昭和町9-7）及び海面に接している市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成15年7月8日

鳥取海区漁業調整委員会会長 森 本 成 人

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成15年7月17日（木）午後1時30分から

(2) 場所 倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷 大会議室

2 案件

海面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間並びに共同漁業の関係地区及び区画漁業の地元地区の事前決定について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類、その他の者にあつては勤務先を含む。）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成15年7月15日（火）午後5時までに鳥取海区漁業調整委員会事務局（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）に提出すること。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成15年7月8日（火）から同月14日（月）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡泊村大字石脇）、鳥取県境港水産事務所（境港市昭和町9-7）及び関係市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成15年7月8日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 湯 村 良 章

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成15年7月16日（水）午後2時から

(2) 場所 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所別館2階 講堂

2 案件

内水面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び共同漁業の関係地区の事前決定について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類、その他の者にあつては勤務先を含む。）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成15年7月14日（月）午後5時までに鳥取県内水面漁場管理委員会事務局（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興

局水産課内) に提出すること。

雑 報

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成15年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成15年7月8日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 砂 子 田 隆

1 試験の日時

平成15年10月26日(日) 午後1時から午後3時30分まで

2 試験の場所

鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学

3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験((1)は択一式及び記述式、(2)は択一式)により行う。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 40題)

行政書士法(行政書士法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中から適宜出題する。

なお、法令の内容については、平成15年4月1日現在施行されているものとする。

(2) 一般教養(出題数 20題)

4 受験手続

(1) 提出書類

受験願書一式

(2) 提出先及び提出方法

〒152-0051 東京都目黒区上目黒3-6-18 TYビル7階

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書とともに配布するあて先が印刷された封筒により配達記録郵便で郵送すること。

(3) 受付期間

平成15年8月4日(月)から同月29日(金)まで

なお、郵送による場合は、平成15年8月29日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

(4) 受験手数料

7,000円

5 問合せ先

〒153-0051 東京都目黒区上目黒3-6-18 TYビル7階

財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-5725-7460

6 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者に対しては、障害の状態により必要な措置をとることがあるので、受験申込みに先立って5の問合せ先に早めに相談すること。

7 合格者の発表

試験の合格者については、平成16年1月15日(木)午前9時から財団法人行政書士試験研究センターの掲示

板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

8 試験案内及び受験願書の配布

(1) 郵送配布

160円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角2号)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること(平成15年8月22日(金)必着のこと。)

ア 配布期間 平成15年8月1日(金)から同月22日(金)まで

イ 請求先 〒152-8799 目黒郵便局留

財団法人行政書士試験研究センター

(2) 窓口配布

ア 配布期間 平成15年8月1日(金)から同月29日(金)まで

イ 配布場所等 次の表の左欄に掲げる場所で、同表の右欄に定める時間に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県総務部県民室	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前8時30分から 午後5時15分まで
鳥取県中部総合事務所県民局	倉吉市東巖城町2	〃
鳥取県西部総合事務所県民局	米子市糺町一丁目160	〃
鳥取県日野総合事務所県民局	日野郡日野町根雨140-1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル2階	午前9時から 午後5時まで

正 誤

平成15年5月2日付鳥取県告示第294号(国土調査法による事業計画の決定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
6	14	正蓮寺	正蓮寺
〃	30	一部	各一部